

# 1-6 貸金業者廃業等の届出

貸金業をやめる場合、廃業等の届出が必要となります。ここでは、どのような場合にいつまでに廃業等の届出が必要となるのか、届出義務を負うのは誰か、貸金業者が死亡した場合に貸金業務はどうなるのかについて学びます。

## 1 廃業等の届出 (貸金業法第10条)

重要度 ★★★

### (1) 届出事由と届出義務者

廃業等の届出事由が生じた場合には、届出義務者はその日から**30日以内**(死亡の場合には、**死亡の事実を知った日から30日以内**)に、その旨を登録先(内閣総理大臣または都道府県知事)に届け出なければなりません。

#### ▼廃業等の届出における届出義務者

届出事由	届出義務者
①貸金業者の死亡	相続人
②法人の合併による消滅	消滅した法人の代表役員
③貸金業者の破産 <sup>(注1)</sup>	破産管財人
④法人の解散(②③は除く)	清算人
⑤貸金業の廃止	貸金業者が個人の場合：その者 貸金業者が法人の場合：その <b>法人の代表役員</b>

注1：破産の申立て段階で届け出る必要はありません。破産手続**開始の決定**があった場合に届け出る必要があるとされています。破産手続の流れについては、P266参照。

### (2) 登録の効力の消滅

上記表の届出事由に該当するに至ったときには、**登録はその効力を失います**。

## 2 貸金業者の死亡と事業承継

重要度 ★★

### (1) 貸金業者死亡後の業務

貸金業者が死亡した場合、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その相続人)は、被相続人の**死亡後60日間**(当該期間内に登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)、引き続き貸金業を営むことができます。

※被相続人とは、死亡した者のことをいいます。つまり、ここでは死亡した貸金業者のことです。

#### ▼死亡後の貸金業務

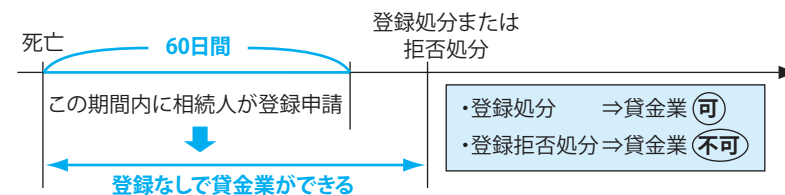


死亡後60日間登録なしで貸金業ができる

### (2) 貸金業者の死亡後60日以内に登録の申請をした場合

また、相続人がその期間内(死亡後60日以内)に登録の申請をした場合、その期間を経過したときは、その申請について登録または登録の拒否の処分があるまでの間も、相続人は引き続き貸金業を営むことができます。

#### ▼相続人が登録申請をした場合



(1)や(2)の場合には、その期間内の営業については、相続人を**貸金業者とみなします**。

#### 練習問題 (○×問題)

- ① 貸金業者A(甲県知事登録)が死亡した場合、その相続人は、Aの死亡の日から30日以内に、その旨を甲県知事に届け出なければならない。
- ② 貸金業者B(甲県知事登録)について破産手続開始決定があった場合には、本人が、その旨を、その日から30日以内に登録をしている甲県知事に届け出なければならない。

#### 解答

- ① × 相続人は「死亡の事実を知った日」から30日以内に届け出なければなりません。死亡の日から30日以内ではありません。
- ② × 貸金業者が破産した場合の届出義務者は、破産管財人です。破産した本人は届出義務者ではありません。

#### ポイント

- ・廃業等の届出期間は30日。ただし、死亡の場合、知った日から起算する。
- ・貸金業者の死亡後も、60日間は相続人が貸金業を営むことができる。